



教員の多忙化解消へ 本気の取組を！

行過ぎる部活動 休養や日数制限を

●教職員の長時間労働が社会問題化しています。

子どもと向き合う時間や、授業教材を研究し準備する時間を確保する事なしに、子どもたちの学力や豊かな人格形成を図ることはできません。

労働基準法で限度と定められている時間外労働が、月45時間であるのに、全国の小中学校の80～90%の教員が月50時間を超える超過勤務となっています。45時間を超えている教員の割合をどう減らしていくのか、急務の課題です。

●2月県議会に、高知県教委は中学校での運動部活動に対し、文科省のガイドラインに沿うよう、

- ①休養日の設定＝平日1日、週末1日、
- ②活動時間の設定＝平日2時間、その他は3時間程度

にする取り組みを提案。

また、中学校文化部及び県立学校もそれを踏まえた取り組みをしております。

さらに、部活動の負担軽減を図るため

- ①運動部活動支援員(82)人
- ②引率・単独指導ができる運動部活動支援員＝市町村立中8名、県立中3名、高校17名の配置を予算化しています。

画餅にはしないと 滋賀県教育委員会

●これら本県の取組より一歩進んでいるのが

滋賀県教委です。月45時間超え教員を減らすと明記し、年次有給休暇取得を14日以上、平日は午後7時までに退勤する、月の超勤が80時間を超えない、夏休みに一週間以上の集中休暇設定、部活動中学校週2日以上、高校で週一日以上と4週につき二日以上の日休養設定、中学校は平日2時間、土日4時間以内、高校は平日3時間、土日4時間

以内、朝練習は中高とも原則行わないとし、教育長は「絵に描いた餅で終わらないよう進めたい」と決意を語っています。本県での取り組みも、その本気度が問われる議会となります。

無料法律・生活相談

- 3月12日(火)午後6時～8時
- 場所：愛宕商店街 吉良事務所
- 血田幸憲弁護士(よつば法律事務所)
- お問合せ：088-855-9439 お気軽にご相談を

●2月定例県議会

代表質問

中根さち議員

3月1日(木)3時予定

予算委員会質問

吉良富彦議員

3月7日(水)1時予定

塚地さち議員

3月7日(木)4時予定

母ラリン にやんでも通信



今議会は3人が登壇し県民の切実な要望を携え、論戦に挑みます。ぜひ、傍聴応援にお出で下さい。